

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要

総務部総務財政課

1 改正理由

現在、町長及び副町長の給料月額、七飯町特別職の職員の給与等に関する条例（平成12年条例第30号。以下「条例」という。）附則第3項の規定により減額されている。

令和4年2月1日に開催された七飯町特別職報酬等審議会において、この附則による減額の規定を廃止し、条例本則に規定する給料に改めることが適当である旨の答申があったことから、条例の一部を改正するものである。

2 改正内容

附則第3項の適用期間の規定及び町長等の給料月額を規定する表を削り、町長の給料月額を令和4年4月16日まで798,000円とする。

附則第4項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、新たに第4項として副町長の給料月額は、第2条第1項及び別表第1の規定にかかわらず、令和4年5月13日まで671,300円とする。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後						
<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 当分の間、町長等の給料月額は、第2条第1項及び別表第1の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="587 116 718 705"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長</td> <td>798,000円</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>671,300円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	町長	798,000円	副町長	671,300円	<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 町長の給料月額は、第2条第1項及び別表第1の規定にかかわらず、令和4年4月16日まで798,000円とする。</p>
職名	給料月額						
町長	798,000円						
副町長	671,300円						
<p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>4 副町長の給料月額は、第2条第1項及び別表第1の規定にかかわらず、令和4年5月13日まで671,300円とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p>						